

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 6 月 6 日

【会社名】 福島工業株式会社

【英訳名】 FUKUSHIMA INDUSTRIES CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福島 裕

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市西淀川区御幣島 3 丁目16番11号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 管理本部長 日野 達雄

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市西淀川区御幣島 3 丁目16番11号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 管理本部長 日野 達雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において、食品生産ラインにおける省力・省エネに対応する機械設備に関して、研究・開発から設計製造まで一貫して手掛ける株式会社省研（本社 静岡県焼津市）の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、株式会社省研を完全子会社とする簡易株式交換を行うことについて、当社、株式会社省研主要株主、株式会社省研との間で基本合意書を締結することを決議し、同日、基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、基本契約、株式譲渡契約及び株式交換契約につきましては、平成25年5月31日に締結しております。

2 【報告内容】

（1）当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社省研
本店の所在地	静岡県焼津市利右衛門1696-4
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 正紀
資本金の額	20,000千円（平成25年2月28日現在）
純資産の額	786,223千円（平成25年2月28日現在）
総資産の額	1,386,794千円（平成25年2月28日現在）
事業の内容	食品機械の企画開発・設計・製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（平成25年2月28日現在）

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高	949,963千円	1,440,665千円	1,343,073千円
営業利益	84,723千円	217,122千円	93,021千円
経常利益	84,019千円	250,525千円	93,413千円
当期純利益	57,890千円	139,852千円	67,016千円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年5月21日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
田中正紀	69.25
株式会社省研	30.75

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係 (平成25年5月21日現在)

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。当社連結子会社の高橋工業株式会社は、当該会社に冷凍設備周辺の機械設備の設計・製造を発注しています。

(2) 当該株式交換の目的

株式会社省研は、昭和43年4月に営業開始し、食品生産ライン（例：冷凍麺生産ライン）における省力・省エネに対応する機械設備に関して、研究・開発から設計製造まで一貫して手掛けるエンジニアリング事業を行っております。

当企業集団では、中期的な経営戦略として食品製造分野に関して、大型冷蔵庫、冷蔵倉庫その他冷蔵設備を設計・施工するエンジニアリング事業を強化しており、連結子会社の高橋工業株式会社とともに食品工場や大型冷蔵倉庫の開拓を行っております。

そのようななか、株式会社省研を完全子会社化することにより、現状高橋工業株式会社にて仕入れ調達を行っている冷蔵設備周辺の機械設備を自社生産でき、更なる競争力の強化につながるものと判断したことから、完全子会社化することといたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を完全親会社、株式会社省研を完全子会社とする株式交換であります。株式会社省研の株主には、本株式交換の対価として、当社が保有する自己株式を割当てします。

なお、当該株式交換は、会社法第796条第3項（簡易株式交換）の規定に基づき、当社においては株式交換契約に係る株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

株式会社省研については、平成25年6月開催予定の臨時株主総会において当該株式交換契約の承認を受けたくえで行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	福島工業株式会社 (完全親会社)	株式会社省研 (完全子会社)
株式交換比率	1	600

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社省研の株式1株に対して、当社の株式600株を割当て交付いたします。なお、当社は別途締結の株式譲渡契約により、株式会社省研の一部株主から、同社株式110株を平成25年5月31日に譲り受けておりますが、当該株式及び株式会社省研が保有する自己株式には、株式交換による株式の割当て交付は行いません。

2. 株式交換比率の算定根拠

株式交換比率の算定は、当社については市場株価平均法により、また、株式会社省研については、時価純資産価額法を参考に分析を行った上で、当事者間で協議を行い上記のとおり合意いたしました。なお、株式交換比率算定に関し、当社は第三者機関からの意見を入手しておりません。

3. 株式交換により交付する株式数

当社は新株式を発行せず、当社が保有する自己株式100,200株を割当て交付する予定です。

4. 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5. 当社は 株式交換契約の内容に記載しております株式交換契約第2条但し書きの株式分割を予定しております。

株式交換契約の内容

当社が株式会社省研との間で、平成25年5月31日に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

福島工業株式会社（住所：大阪府大阪市西淀川区御幣島三丁目16番11号。以下「甲」という。）と株式会社省研（住所：静岡県焼津市利右衛門1696番地の4。以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるために株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第4条において定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く）に対し、乙の普通株式1株につき甲の普通株式1,200株の割合をもって割当交付する。

但し、甲は、平成25年5月10日取締役会決議により、同年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する甲の普通株式を1株につき2株の割合をもって分割することとしているため、第4条但書による合意により効力発生日が6月30日以前に変更された場合、乙の普通株式1株につき甲の普通株式600株の割合をもって割当交付する。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年7月5日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上これを変更することができる。

第5条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。
2. 乙は、平成25年6月17日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続進行の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、本契約につき第5条第2項に定める乙の株式総会の承認が得られた場合には、効力発生日の前日までに、乙が所有している自己株式の全部を消却する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

第5条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合

会社法第796条第4項に該当し、本株式交換について甲が第5条第1項に定める手続による株式交換を行うことができない場合

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを解決することとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 大阪府大阪市西淀川区御幣島三丁目16番11号
福島工業株式会社
代表取締役社長 福島 裕

乙 静岡県焼津市利右衛門1696番地の4
株式会社省研
代表取締役社長 田中 正紀

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

株式交換比率の算定は、当社については市場株価平均法により、また、株式会社省研については、株式取得と同様の株式価値評価額を前提に分析を行った上で、当事者間で協議を行い上記のとおり合意いたしました。

(5) 算定機関との関係

今回の算定に関しては、第三者たる算定機関に算定を依頼しておりません。

(6) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	福島工業株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市西淀川区御幣島三丁目16番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 福島 裕
資本金の額	2,760,192千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	業務用冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケースの製造販売